



「減災・九州」

令和元年5月24日（金）

国土交通省 九州地方整備局

菊池川河川事務所

熊本県北地域 広域連携により災害に強い地域づくりを目指して

～令和元年度「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」及び「菊池川水防連絡会・災害情報協議会」の開催について～

出水期を前に菊池川流域及び熊本県北地域の各関係機関との防災連携のため、「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」及び「水防連絡会・災害情報協議会」を下記のとおり開催します。

1. 熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会

平成27年9月関東・東北豪雨などの大規模洪水が各地で多発していることを踏まえ、熊本県北地域の関係機関（市町、県、国等）が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、菊池川流域において洪水氾濫等が発生することを前提として、社会全体で常に災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的としています。（構成員については、別紙－1 規約 別表1のとおり）

2. 菊池川水防連絡会・災害情報協議会

菊池川水系における国管理区間の水防活動に関係する各機関相互において、水防活動に関する迅速的確な情報連絡、協力体制の確立並びに効果的な水防活動の確立をはかることで、水害を防止、又は軽減することを目的としています。（構成員については、別紙－2 規約 別表1のとおり）

● 日時 : 令和元年5月27日（月）10:00～

● 場所 : 山鹿市役所 5階 501会議室

問い合わせ先 : 九州地方整備局 菊池川河川事務所 技術副所長 橋口 幸生
調査課長 東 高徳

TEL 0968-44-2171 FAX 0968-44-8061

熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会規約

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、近年において、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨などの大規模洪水が各地で多発していることを踏まえ、熊本県北地域の関係機関（市町、県、国等）が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、菊池川流域において洪水氾濫等が発生することを前提として、社会全体で常に災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織）

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第 1 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第 4 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表 2 に掲げる職のある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 幹事会は、第 2 項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第 5 条 本協議会の事務局を菊池川河川事務所に置く。

（協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、水防災に関する取組を先進的に行い、水害をはじめとした災害対策全般にも適用できる減災対策を検討するため、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 洪水浸水想定等の災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
2 円滑かつ迅速な避難、的確な防災活動及び災害に強い地域づくりを実施するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
3 毎年、協議会を開催するなどして、取組方針に基づく対策の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。
4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月28日から施行する。

本規約は、平成30年4月25日から改正施行する。

別表 1

玉名市長
山鹿市長
菊池市長
熊本市長
荒尾市長
玉東町長
和水町長
南関町長
長洲町長

熊本県 危機管理防災課長
熊本県 河川課長
熊本県 県北広域本部長
熊本県 玉名地域振興局長
熊本県 鹿本地域振興局長
気象庁 熊本地方气象台長
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長

別表 2

玉名市 防災安全課長
山鹿市 防災対策課長
菊池市 防災交通課長
熊本市 危機管理防災総室長
荒尾市 くらしいきいき課長
玉東町 総務課長
和水町 総務課長
南関町 総務課長
長洲町 総務課長

熊本県 危機管理防災課 審議員
熊本県 河川課 審議員
熊本県 県北広域本部 土木部長
熊本県 玉名地域振興局 土木部長
熊本県 鹿本地域振興局 土木部長
気象庁 熊本地方气象台 防災管理官
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 技術副所長

菊池川水防連絡会規約

（目 的）

第１条 菊池川水防連絡会（以下「連絡会」という。）は水防法及び気象業務法の趣旨に基づき、菊池川水系における国管理区間の水防活動に関係する各機関相互間において、水防活動に関する迅速的確な情報連絡、協力体制の確立並びに効果的な水防活動の確立をはかり、もって水害を防止し、又は軽減することを目的とする。

（組 織）

第２条 連絡会は、別表－１に掲げる機関をもって構成する。

（会 務）

第３条 連絡会は、第１条の目的を達するため、危機管理に関する下記の活動を行う。

- １．出水期前の合同河川巡視
- ２．水防活動に関する河川情報等の交換
- ３．水防活動に関する連絡系統の確立
- ４．洪水予報の利用・効果・調査研究に関する事項
- ５．会員相互の密接な連絡
- ６．水防演習の協議
- ７．水防に関する知識の普及・広報活動
- ８．その他、連絡会の目的を遂行するために必要と認める事項

（役 員）

第４条 連絡会は、次の役員をおく。

会	長	１名
副	会 長	３名
顧	問	若干名
委	員	２６名

（会 長）

第５条 会長は、菊池川河川事務所長をもってこれに充て、会務を統轄する。

（副会長）

第６条 副会長は、熊本地方気象台長、関係地域振興局長の代表者１名及び関係水防管理団体の代表者１名を選任し、これに充てる。

- ２．副会長は、会長を補佐するものとする。

（顧 問）

第７条 顧問を置くことが出来る。

(委 員)

第8条 委員は、委員会を構成し会務を評議する。

2. 委員は、別表－1の管理者・代表者を持ってあてる。

(委員会)

第9条 委員会は、毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が召集する。また、委員会には会長の要請により顧問及び各関係機関の幹事の出席を求めることが出来る。

(幹事会)

第10条 委員会には、下部組織として幹事会を置く。

2. 幹事会は別表－2で構成する

3. 幹事会は、委員会での検討資料の調整及び報告を行う。

4. 幹事会の運営は事務局が務める。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局は、菊池川河川事務所に置く。

2. 事務局職員は、菊池川河川事務所の職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

附 則

本規約は、昭和58年1月26日から実施する。

本規約は、平成12年5月10日から改正実施する。

本規約は、平成13年5月18日から改正実施する。

本規約は、平成15年5月26日から改正実施する。

本規約は、平成17年4月26日から改正実施する。

本規約は、平成18年4月25日から改正実施する。

本規約は、平成22年5月17日から改正実施する。

本規約は、平成26年5月15日から改正実施する。

本規約は、平成29年5月17日から改正実施する。

(別表－１)

菊池川水防連絡会構成機関及び管理者・代表者名

構 成 機 関	管理者・代表者名
九州地方整備局 菊池川河川事務所	所 長
気 象 庁 熊本地方気象台	気象台長
陸上自衛隊 第８師団司令部	第２部長
熊 本 県 土木部河川課	課 長
熊 本 県 知事公室・危機管理防災課	総 室 長
〃 県北広域本部	本 部 長
〃 鹿本地域振興局	局 長
〃 玉名地域振興局	局 長
菊 池 警 察 署	署 長
山 鹿 警 察 署	署 長
玉 名 警 察 署	署 長
菊 池 市 水防管理団体	市 長
熊 本 市 水防管理団体	市 長
山 鹿 市 水防管理団体	市 長
和 水 町 水防管理団体	町 長
玉 名 市 水防管理団体	市 長
玉 東 町 水防管理団体	町 長
西日本電信電話㈱ 熊 本 支 店	支 店 長
日 本 放 送 協 会 熊本放送局	放送局長
九州旅客鉄道㈱ 熊 本 支 社	熊本支社長
九 州 電 力 ㈱ 熊 本 支 社	支 社 長
日 本 赤 十 字 社 熊本県支部	事業推進課長
玉名記者クラブ	幹 事 社
(財) 河川情報センター	福岡センター所長
(財) 日本気象協会 九州支社	九州支社長
九州防災エキスパート会	会 長

(別表－２)

菊池川水防連絡会幹事会構成機関及び幹事名菊池川水防連絡会 連絡先

構 成 機 関	幹 事 名
九州地方整備局 菊池川河川事務所	副所長、管理課長、工務課長、調査課長、 山鹿出張所長、玉名出張所長、 竜門ダム 管理支所長
気 象 庁 熊本地方気象台	防災業務課長、技術課長
陸上自衛隊 第８師団	第２部地誌班長、第３部防衛班長
熊本県 土木部河川課	課長補佐
〃 知事公室・危機管理防災課	課長補佐
〃 県北広域本部 土木部	土木部長
〃 鹿本地域振興局 土木部	土木部長
〃 玉名地域振興局 土木部	土木部長
菊 池 警 察 署	警備係長
山 鹿 警 察 署	警備課長
玉 名 警 察 署	警備課長
菊 池 市	防災交通課長、土木課長
熊 本 市	危機管理防災総室長
山 鹿 市	防災監理課長、建設課長
和 水 町	総務課長、建設課長
玉 名 市	防災安全課長、土木課長
玉 東 町	総務課長、建設課長
西日本電信電話㈱ 熊 本 支 店	サービスマネジメント課長
日 本 放 送 協 会 熊本放送局	企画総務副部長
九州旅客鉄道㈱ 熊 本 支 社	施設担当課長
九 州 電 力 ㈱ 熊 本 支 社	熊本電力センター 計画管理グループ長
日 本 赤 十 字 社 熊本県支部	第一事業推進係長
玉名記者クラブ	幹 事 社
(財) 河川情報センター	福岡センター参事
(財) 日本気象協会 九州支社	参事
九州防災エキスパート会	地区リーダー